

自立支援協議会の報告

平成31年3月7日 北区地域福祉推進会議

自立支援協議会

障がい者自立支援法の一部改正により法定化（平成24年4月～）

（役割）

- 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題を共有
- 課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく

大阪市では

大阪市自立支援協議会、各区に地域自立支援協議会を設置
「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」をめざす

北区における障がい者（児）をとりまく課題

①障がい福祉サービス(障がい者（児）支援)の整備・利用について

- ・事業種別から見た事業所数に偏り
 - 就労系事業所は多いが、日中活動系事業所（デイサービス等）は少ない
- ・送迎がほとんどなく、自力通所が要件
- ・障がい特性を十分に理解しないままのサービス提供

②関係機関（医療・教育・労働など）の連携について

- ・高齢障がい者の増加に伴う、介護保険との併用の増加
 - 支援方針の行き違い
- ・医療や教育などでも支援方針の行き違い
 - 障がい福祉の視点が十分に理解されていない

北区における障がい者（児）をとりまく課題

③障がいを抱える子どもの子育て環境について

- 子育ての中心となる家族支援システムの構築
- 障がい児支援の質やプログラムの向上、研修

④障がい者の就労環境について

- 就労系事業所が集中
→しかし、内職系の作業中心
- 障がい者が働く作業所から、
経済活動の中に組み込まれた社会的役割を持つ事業所へ

北区における障がい者（児）をとりまく課題

⑤障がい者の地域生活について

- ・ 地域の構成員であることの理解
- ・ 障がい特性や重度障がい者の地域生活の実情の理解

⑥障がいの理解や制度利用に関する周知について

- ・ 地域社会から排除されること、誹謗中傷を受けることへの不安
- ・ 障がいによって区別されるものではないことを地域社会に向けて発信

⑦地域自立支援協議会の運営について

- ・ 情報収集から具体的な解決、改善への取り組みへの移行
- ・ 北区の障がい福祉分野の中核的役割を果たして、求心力を高める必要性